

## 27年10月改訂における変更点

P 2

### 1. 取引時間

**【改訂前】** インターバンク市場の取引時間は、原則午前8時30分から日銀当座預金振替終了時までとする。ただし、取引当事者間の合意を制限するものではない。

**【改訂後】** インターバンク市場の取引時間は、原則午前8時30分からコアタイム終了時刻（午後5時）までとする。コアタイム終了時刻以降に取引を行う場合は、事前に相手方と合意して取引を行うこととする（「日本銀行金融ネットワーク利用細則」に定める「延長日」では、コアタイム終了時刻から午後6時までの間において、事前の相手方の同意を要しない）。

P 5

### 5. 資金授受

#### (1) 新規取組時

イ.

**【改訂前】** 資金の出し手は、当日物の資金受渡しに際して、資金授受を原則として約定時刻から1時間以内とし、かつ速やかに行うこととする（有担保コールにおけるDVP決済を除く）。

**【改訂後】** 資金の出し手は、当日物の資金受渡しに際して、資金授受を原則として約定時刻から1時間以内とし、かつ速やかに行うこととする（有担保コールにおけるDVP決済を除く）。

※ コアタイム開始時刻（9時）より前に約定した当日物取引については、資金授受を午前10時までかつ速やかに行うこととする。

#### (2) 期日決済時

イ.

**【改訂前】** 期日決済時には資金の取り手は、原則として出し手に対して午前9時以降遅くとも午前10時までに返金する（ここで言う午前10時までの返金とは、午前9時以降直ちに開始し、遅くとも午前10時までに返金することを指す一返金先行の慣行）。

【改訂後】 期日決済時には資金の取り手は、原則として出し手に対してコアタイム開始時刻（午前9時）以降遅くとも午前10時までに返金する（ここで言う午前10時までの返金とは、コアタイム開始時刻（午前9時）以降直ちに開始し、遅くとも午前10時までに返金することを指す一返金先行の慣行）。

P. 11

市場取引用語の定義等

2. 取引条件にかかわる用語（ア・イ・ウ・エ・オ順）

【追加】 ・コアタイム

全ての日銀ネット利用先が日銀ネットを通じた当日取引を可能とする事務処理態勢を確保している時間帯。本要綱が対象とするのは当預系午前9時～午後5時。なお、国債系は午前9時～午後4時30分、外国為替円決済は午前9時～午後3時。

P. 18

3. インターバンク市場取引の日中スケジュール

【取引実態に合わせて改訂】

以 上